

技術提案実施公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を公募する

令和 6 年 4 月 2 6 日

岡山県インバウンド推進協議会
会長 四条 雅之

1 技術提案に付する事項

- (1) 事業名
フランス向け岡山県・島根県周遊 PR 事業
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和 6 年 9 月 3 0 日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

- (1) 日本国内に岡山県インバウンド推進協議会との契約が締結可能な事業所を置く法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。島根県においても同様の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。島根県においても同様の指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体が発注する同種事業を受託し、誠実に履行した実績を有すること。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称

岡山県産業労働部観光課（岡山県インバウンド推進協議会事務局）
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
電話：086-226-7383
FAX：086-224-2130
E-mail：kanko@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記 3 の場所とする。

5 技術提案参加手続き等

(1) 仕様書等の配布期間

令和6年4月26日(金曜日)から令和6年5月8日(水曜日)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。

(2) 仕様書等の配布場所

上記3の場所に同じ。なお、次の岡山県産業労働部観光課のホームページからダウンロードすることができる。[\(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/\)](http://www.pref.okayama.jp/soshiki/46/)

(3) 技術提案参加資格確認申請書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年5月8日(水曜日) 午後5時

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参、電子メール又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県インバウンド推進協議会は一切の責任を負わない。)

エ 提出書類 ①技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)

②納税証明書(最新決算年度の確定申告の法人税の納税証明書の写し、本社所在地の官公庁で発行の納税証明書。発行後3か月以内の原本又は写し)
〔各1部〕

(4) 技術提案参加資格要件の審査及び通知等

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和6年5月10日(金曜日)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年5月14日(火曜日)までに、上記3の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

6 仕様書等についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

この業務にかかる仕様等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第2号)で、上記3の宛先に電子メールにより行うこととし、令和6年4月26日(金曜日)から5月8日(水曜日)までの午前9時から午後5時までとする。ただし、閉庁日を除く。なお、送信後には電話にて着信を確認すること。

(2) 質問の回答

電子メールにより提出された質問書の回答については、随時、上記5(2)の岡山県産業労働部観光課ホームページに回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不相当と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

(3) その他

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和6年5月15日(水曜日) 午後5時(必着)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出書類 ①技術提案書 2部

②見積書 1部

③過去5年以内の業務実績（代表的なものに限る。） 2部

エ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。なお、郵便事故等については、岡山県インバウンド推進協議会は一切の責任を負わない。）

（2）留意事項

- ・技術提案書は、A4サイズとすること。
- ・技術提案書には、スケジュールを明記すること。
- ・技術提案書を郵送する場合は、上記提出期限までに提出場所へ必着とすること。
- ・採用が決定した者は、当該提案を基本として、本県と十分協議しながら事業を進めること。

8 技術提案書の審査

（1）審査方法

岡山県インバウンド推進協議会事務局内に設置する選定委員会において、技術提案書等の内容を、別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

（2）審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

9 その他

（1）業務委託契約書作成を要する。

（2）契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。

なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

（3）契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

（4）応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（5）採否にかかわらず、提出された書類は返却しない。

（6）提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。

（7）審査経過については公表しない。